２　法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての組合の説明会への出席の有無

三　全ての組合の意見書の提出の有無

四・五　（略）

３　（略）

４　第一項第二号の規定による業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は当該意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（指定申請書の添付書類）

**第五十七条の三十五**　（略）

２　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五十七条の三十三第一項第二号の規定により全ての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

３　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第四条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）<br>**第三十三条**　法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。<br>一～五　（略）<br>（特定信用事業代理業の許可の審査）<br>**第五十条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。<br>一～六　（略）<br>七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可 | （連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）<br>**第三十三条**　法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面を示して行わなければならない。<br>一～五　（略）<br>（特定信用事業代理業の許可の審査）<br>**第五十条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。<br>一～六　（略）<br>七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可 |

２　法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての組合の説明会への出席の有無

三　すべての組合の意見書の提出の有無

四・五　（略）

３　（略）

（新設）

（指定申請書の添付書類）

**第五十七条の三十五**　（略）

２　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五十七条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

３　（略）